



令和 5 年 10 月 26 日

太宰府市長 楠 田 大 蔵 様

太宰府市税制審議会

会長 貞 刈 厚 仁



太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の規定に基づき、令和 5 年 9 月 21 日付 5 太税第 445 号にて諮問されました太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第 2 項の適用期間に関して、太宰府市歴史と文化の環境税条例施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移などを勘案し、同税がとるべき必要な措置について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

## 記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念の下、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。この度、7 回目の検討時期を迎えるにあたり、太宰府市長からの諮問により審議を行った。

### 1 現状について

最初に、事務局から歴史と文化の環境税が条例施行後 20 年を経過したこと、過去の税制審議会での議論、収入状況及び用途などの経緯、現在の市の財政状況についての説明を受けた。少子高齢化や人口減少時代に入っており、市税収入の大きな伸びも期待できない中、社会保障費やインフラの老朽化に伴うコストも増大するなど財政運営は引き続き厳しい状況である。歴史的文化遺産や観光資源の保全整備及び環境負荷軽減のための財源として、歴史と文化の環境税が果たす役割は益々増大することが想定される。

また、令和 4 年度に実施した歴史と文化の環境税に関する意識調査でも、調査対象

である来訪者、市民、駐車場事業者の意識について、過去3回の調査と同様に来訪者、市民には歴史と文化の環境税に肯定的な意見が多数あり、駐車場事業者には否定的な意見もあった。

## 2 用途について

歴史と文化の環境税を財源とする事業は、歴史と文化の環境税運営協議会での審議を経て決定される。行政だけでなく駐車場事業者や市民が参画し、外部の視点が加わることにより、事業内容や予算についての検証が行われている。

委員からは、歴史と文化の環境税を財源とする事業が歴史的文化遺産の保全や、来訪者へのおもてなしなどに有効活用されていると評価する意見や、制度の周知に努めてもらいたいとの意見、引き続き渋滞緩和など住民の生活環境改善や来訪者のために活用してほしいという意見などがあった。

## 3 制度について

税率については、概ね現状のままで良いとの意見であった。

一方で、有料駐車場の定義で適用除外となっている駐車可能台数5台以下の駐車場及び年間10日以下の営業の駐車場である臨時的駐車場の取り扱いについて、公平性の観点から見直しを求める意見や、現状としては規定を変える必要までではないのではないかとの意見もあった。

適用期間については、社会経済情勢の変容を考慮して3年という意見が大勢を占めた。

## 4 結論

歴史と文化の環境税は、20年間に渡る関係者の協力により制度として定着し、安定した財源となっており、用途についても有効に活用できていると認められる。

制度については、ある程度の理解を得ている一方、臨時的駐車場の取り扱いについて公平性の観点から見直しの意見が出されていることから、行政として引き続き実態把握に努めてもらいたい。

以上のことから、今回の諮問に対する審議結果としては、用途については今後も歴史と文化の環境税運営協議会で慎重に審議の上、有効活用を図ることを期待し、歴史と文化の環境税を現状のまま3年間継続することが望ましいとの結論に至った。